

京都公務労協が「公契約の制定を求める京都府集会」を開催（6/25）



あいさつする松田京都公務労協議長

京都公務労協は、6月25日18時30分から、ハートピア京都（京都府立総合社会福祉会館）において、「公契約条例の制定を求める京都府集会」を開催した。この集会は、公務労協の提起による公共サービスキャンペーンの一環として実施したもので、集会には京都公務労協各構成組織や地方議会議員等約100人の参加があった。なお、公契約条例をテーマとした集会は、今回で3年連続3回目の開催となるが、今年は公契約条例制定をマニフェストとして掲げた京都市長が昨年2月に当選、京都市における公契約条例制定の機運が高まる中での開催となった。

集会冒頭のあいさつで、京都公務労協の松田國広議長は、国家公務員給与に準じた臨時削減措置を地方に強要した政府に対する遺憾の意と、地方自治を守るための取り組みについての決意を述べた。

その後、各地の公契約条例の制定に係わり、現在も東京都多摩市公契約審議会長を務める古川景一弁護士が講演を行った。講演では、法的見地から見た公契約条例のあるべき姿や作業報酬下限額の定め方、条例の適用範囲、議会・団体対策など、公契約条例の制定をすすめていく上での課題やポイントについてわかりやすく説明し、理解を深め合った。そして最後に、京都市はもとより、京都府下全体での公契約条例の制定へ向け、積極的に取り組んでいくことを会場全体で確認し、集会を終了した。



公契約条例のポイントを説明する古川弁護士